

浪江町 下水道施設包括の維持管理業務委託

個 別 要 求 水 準 書
(案)

双 葉 郡 浪 江 町

1. 基本事項

- (1) この個別要求水準書は、双葉郡 3 町（富岡町・双葉町・浪江町）汚水処理下水道施設包括的維持管理業務委託のうち、共通要求水準書に定めのない浪江町の業務の要求水準等を定めるものである。
- (2) この個別要求水準書及び 3 町共通要求水準書に定めのない事項は、発注者及び受託者が協議してこれを定めることとする。

2. 汚水処理施設の業務に関する要求水準

受注者は運営期間において、以下に示す業務の水準を確保すること。

2-1. 業務対象施設

業務対象施設の名称、所在地、施設規模等は、別表一特 1「業務対象施設一覧」に示すとおりとする。

2-2. 業務内容

2-2-1. 業務対象施設ごとの主な業務内容

(1) 浪江浄化センター

常駐管理により処理施設の運転状況を的確に把握するとともに、中央監視盤等または浪江浄化センター内の現場操作盤での操作によって、適正な汚水処理を行うこと。

処理場からの放流水質は、水質汚濁防止法、下水道法、およびそれらの関連法令が定める水質基準を遵守すること。

BOD、SS の放流目標水質

対象項目		要求水準
放流目標水質	BOD	15 mg/L 以内
	SS	30 mg/L 以内

また施設の運転にあたっては、効率的な運転管理を行うとともに、その運営は浪江町と打ち合わせの上、経費の節減に努めること。特に、電力会社との受電契約により定められている契約電力を超過しないよう遵守すること。

ア. 保守点検業務

放流の放流目標水質を満足する処理水を安定的に放流するため、各施設の適切な保守点検に努めること。

① 日常点検業務

施設内の設備の点検を行い、各設備の異常の有無、運転状況の確認をすること。

点検対象の代表的な設備・機器は、以下の通りとする。

施設		設 備	施設	設 備
機械棟 (換気室)	B1	ポンプ室 送風機	機械棟	No.1, 2 濃縮汚泥引抜ポンプ
		ポンプ室 排風機		No.1, 2 汚泥供給ポンプ
	1F	ホッパー室 送風機		No.1, 2 薬品供給ポンプ
		ホッパー室 排風機		No.1, 2 薬品供給機
		発電気室 送風機		No.1, 2 薬品溶解槽攪拌機
		発電気室 排風機		No.1, 2 空気圧縮機
		補機室 送風機		No.1, 2 床排水ポンプ
		補機気室 排風機		
	2F	脱水機室 送風機	脱水機室	No.1, 2 脱水機
		脱水機室 排風機		脱臭ファン

		電気室 送風機			
		電気室 排風機			
機械棟	補機室	破碎機	その他		その他町が指定した機器等
		汚泥濃縮槽掻寄機			
		汚泥貯留槽掻寄機			
		ケーキ貯留ホッパー			
		No.1, 2 給水ポンプ			
		場内用給水装置圧力タンク			

③ 定期点検

共通要求水準書に定める業務のほか、1 か月・3 か月・6 か月・1 年を目安にポンプ、電動弁のオイル交換およびグリスアップ、ポンプ類の絶縁測定等の点検を行うこと。

④ その他保守管理業務

- ・ 自家用電気工作物の法令点検
- ・ 消防用設備の法定点検（対象箇所は別表一特2「自家用電気工作物、消防用設備点検箇所」に示すとおりとする。）
- ・ 業務対象施設の故障等における施工業者等への連絡
- ・ 業務対象施設の停電、回線異常、または架空線の異常時の電力事業者、通信事業者への連絡

イ. 水質管理業務

試験の対象及び頻度は別表一特3「水質試験表」（1）（2）に示すとおりとする。

ウ. その他の業務

- ① 業務対象施設の空調設備、照明設備等の管理
- ② 除草、植木管理（葉刈り等）、門扉・フェンス等の補修塗装
- ③ 浪江町が別途実施する保守点検業務および修繕工事等の現場立会および現場機器操作
- ④ 業務対象施設の清掃
- ⑤ 電話対応および緊急連絡
- ⑥ 業務対象施設のへの電話等による問合せ等へは丁寧に対応するとともに、マンホールポンプ場の異常発生時や溢水等についての通報受信時は、その内容を浪江町に報告し記録すること。

エ. 点検票の作成

保守管理業務の点検票を作成し、浪江町の承諾を受けること。

オ. 緊急時の点検

- ① 災害（大雨、台風、地震等）時の業務対象施設の臨時点検及び運転
- ② 業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の点検、状況確認

(2) 幾内中継ポンプ場

巡回点検等により、施設の適切な保守管理を行うこと。

ア. 巡回点検業務

業務対象施設の定期的な巡回点検を行い、各設備の異常の有無、運転状況の確認をする。

- ① 点検対象の代表的な設備・機器は、以下の通りとする。

機器名
No.1, 2, 3 汚水ポンプ
流入ゲート
破碎機

②巡回点検の主たる業務は以下のとおりとする。

- ・動力盤制御盤の状態確認および数値記録（汚水流量、電力量、汚水ポンプ運転時間）
- ・破碎機制御盤、計装盤、現場操作盤の状態確認
- ・地下ポンプ室の状況確認（ピット内の異物の有無・水位の異常上昇の有無等）
- ・流入ゲート弁の状態確認（開度％）
- ・破碎機の動作確認
- ・汚水ポンプの運転（水位計・フロートスイッチの動作確認含む）および先発号機切替

イ．定期点検

共通要求水準書に定める業務のほか、ポンプ、電動弁のオイル交換およびグリスアップ、ポンプ類の絶縁測定等

ウ．その他の保守管理業務

- ①業務対象施設の故障等における施工業者等への連絡
- ②業務対象施設の停電、回線異常、または架空線の異常時の電力事業者、通信事業者への連絡

エ．その他の業務

- ①除草、植木管理（葉刈り等）、門扉・フェンス等の補修塗装
- ②浪江町が別途実施する保守点検業務および修繕工事等の現場立会および現場機器操作

オ．点検票の作成

保守管理業務の点検票を作成し浪江町の承諾を受けるものとする。

カ．緊急時の点検

- ①災害（大雨、台風、地震等）時の業務対象施設の臨時点検及び運転
- ②業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の点検、状況確認

(3) マンホールポンプ場

巡回点検等により、施設の適切な保守管理を行うこと。

ア．巡回点検業務

12箇所マンホールポンプ場の定期的な巡回点検を行い、各設備の異常の有無、運転状況の確認をする。

巡回点検の主たる業務は下記のとおりにする。

- ・操作盤の状態確認
- ・遠方監視操作装置の状態確認（異常・故障表示の有無）
- ・ポンプピット内の確認（異物等の有無）
- ・ポンプの手動運転による状態確認（水位計・フロートスイッチの動作確認含む）
- ・各種数値の記録（電力量、ポンプ運転時間等）

イ．定期点検

共通要求水準書に定める業務のほか、1か月・3か月・6か月・1年を目安にポンプ、電動弁のオイル交換およびグリスアップ、ポンプ類の絶縁測定等の点検を行うこと。

ウ．その他の保守管理業務

- ①業務対象施設の故障等における施工業者等への連絡
- ②業務対象施設の停電、回線異常、または架空線の異常時の電力事業者、通信事業者への連絡

エ．その他の業務

- ①除草、植木管理（葉刈り等）、門扉・フェンス等の補修塗装

②浪江町が別途実施する保守点検業務および修繕工事等の現場立会および現場機器操作

オ．点検票の作成

保守管理業務の点検票を作成し、浪江町の承諾を受けるものとする。

カ．緊急時の点検

①災害（大雨、台風、地震等）時の業務対象施設の臨時点検及び運転

②業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の点検、状況確認

2-2-2. 修繕・更新計画の策定

浪江浄化センター、幾内中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の設備について、各種点検や調査を実施した結果を監督員に報告した上で、修繕・更新計画を策定する。

なお、修繕等の工事は浪江町が実施する。

2-2-3. 小修繕業務

処理場、ポンプ場内設備等の正常な運転を確保するため、対象の施設及び設備において、劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させるために、突発的な破損や故障等に対応する修理、交換（小修繕の範囲内）、分解整備、調整等を実施するものである。ただし、受託者の責により施設の損傷や故障があった場合の修繕は、小修繕業務の対象外とし、受託者の責により機能回復を行うものとする。

なお実施に当たっては、浪江町に下記の手続きを行うこととする。

- ・小修繕伺い（見積書添付）の提出
- ・修繕手配・工程管理・報告書の提出

2-2-4. ユーティリティ調達管理業務

汚水処理施設を安全・円滑な運転に必要なユーティリティ（電力料、水道料、通信費、薬品費、ガス代等）の調達管理を行うこと。特に薬品等の調達にあたっては、残量、保管日数、保管湿度などを考慮し、適切な品質が確保できるよう調達スケジュールの管理を行うこと。

なお、費用については受注者の負担により実施するが、原水水質の大きな変動や災害時対応などで使用量が著しく増加した場合は、別途協議とする。また、薬品類、燃料及び消耗品等の調達先選定にあたっては、地域経済の振興や緊急時調達の確実性なども考慮すること。

施設の電力デマンド値を常時監視し、大容量機器の同時稼働を避ける等、適切な運転管理（ピークカット・ピークシフト）により基本料金の抑制に努めること。また発注者が電力の見直しを行う際は、過去の電力使用データ等を遅滞なく提供し、これに協力すること。

別表特－１「業務対象施設一覧」

(1) 浪江浄化センター（下水道終末処理場）

住 所	福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字堂ノさく 地内
全体計画	(Ⅰ) 水処理施設 処理方式 オキシデーションディッチ法 処理能力 日最大処理量 1,864m ³ /日 (2 系列) (Ⅱ) 汚泥処理施設 処理方式 濃縮 (1 槽) →脱水 (遠心脱水機 2 台)
現有能力	(Ⅰ) 水処理施設 処理方式 オキシデーションディッチ法 処理能力 日最大処理量 2,000m ³ /日 (2 系列) (Ⅱ) 汚泥処理施設 処理方式 濃縮 (1 槽) →脱水 (遠心脱水機 2 台) 処理能力 供給汚泥 1.57m ³ /h
運転条件	常時 2 系列の運転業務および機能維持を行う。
(参考) 日平均予測流入量	1,158 m ³ /日 (令和 7 年度実績より)

(2) 幾内中継ポンプ場

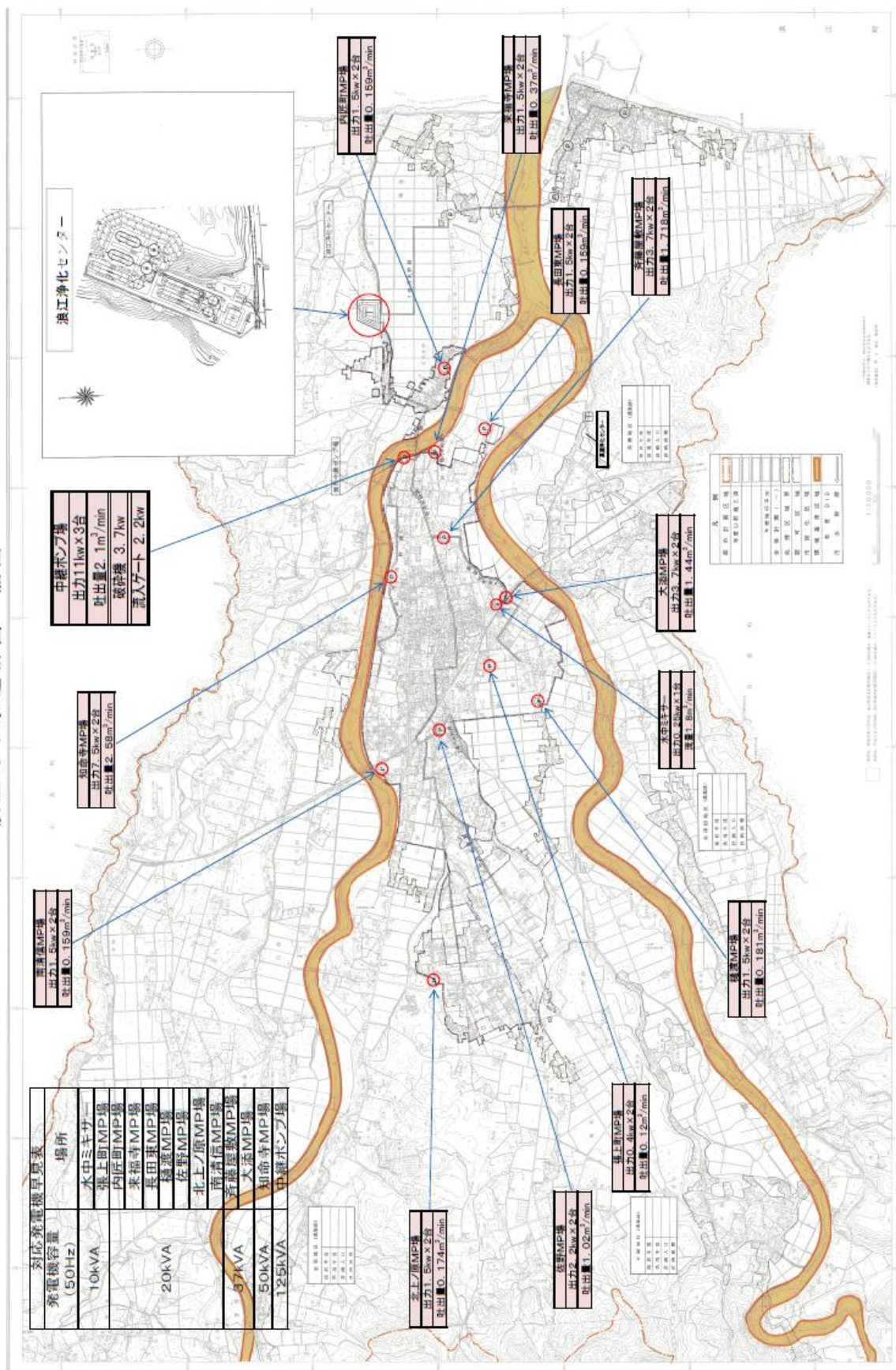
住 所	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前 地内
現有能力	主ポンプ施設 処理能力 日最大処理量 2.10m ³ /min×3 台

(3) マンホールポンプ場

ポンプ場名	住所	現有施設能力
来福寺マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字幾世橋字来福寺西 地内	吐出量 0.37m ³ /min×2 台
知命寺マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字権現堂字町場 地内	吐出量 2.58m ³ /min×2 台
斎藤屋敷マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字幾世橋字斎藤屋敷 地内	吐出量 1.72m ³ /min×2 台
長田東マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字幾世橋字長田東 地内	吐出量 0.16m ³ /min×2 台
張上町マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字樋渡字張上町 地内	吐出量 0.12m ³ /min×2 台
佐野マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字権現堂字石井前 地内	吐出量 1.02m ³ /min×2 台
大添マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字牛渡字大添 地内	吐出量 1.44m ³ /min×2 台
北上ノ原マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字加倉字目倉 地内	吐出量 0.17m ³ /min×2 台

南清信マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字権現堂字南清信 地内	吐出量 0.16m ³ /min×2 台
樋渡マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字権現堂字矢沢町 地内	吐出量 0.18m ³ /min×2 台
内匠町マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字北幾世橋字内匠町 地内	吐出量 0.16m ³ /min×2 台
高瀬マンホールポンプ場	福島県双葉郡浪江町 大字高瀬字八反原 地内	吐出量 0.159m ³ /min×2 台

浪江町下水道計画一般図

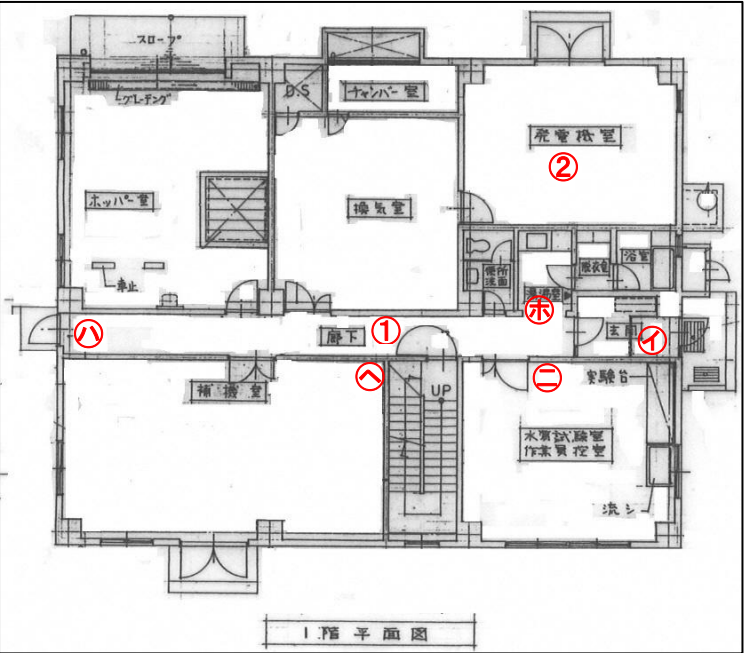


別表一特2「自家用電気工作物、消防用設備点検箇所」

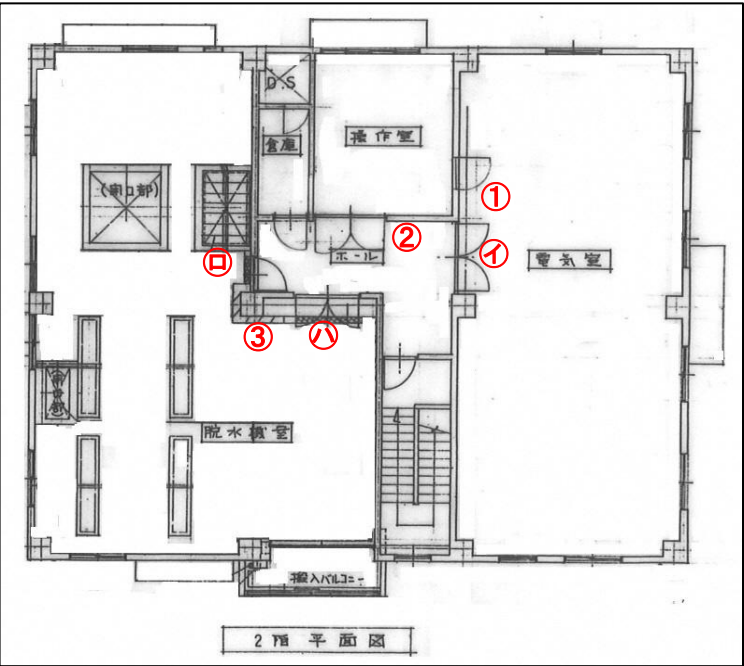
施設名	需要設備 (電圧・容量)	非常用予備発電装置 (電圧・容量)	消防用設備点検対象
浪江浄化センター	6,600V・300kVA	210V・75kVA	対象

施設名	種別	細別	数量
浪江浄化センター (機械棟・管理棟)	消火器	粉末蓄圧式(10型)	11
	避難誘導設備	避難口誘導灯	17

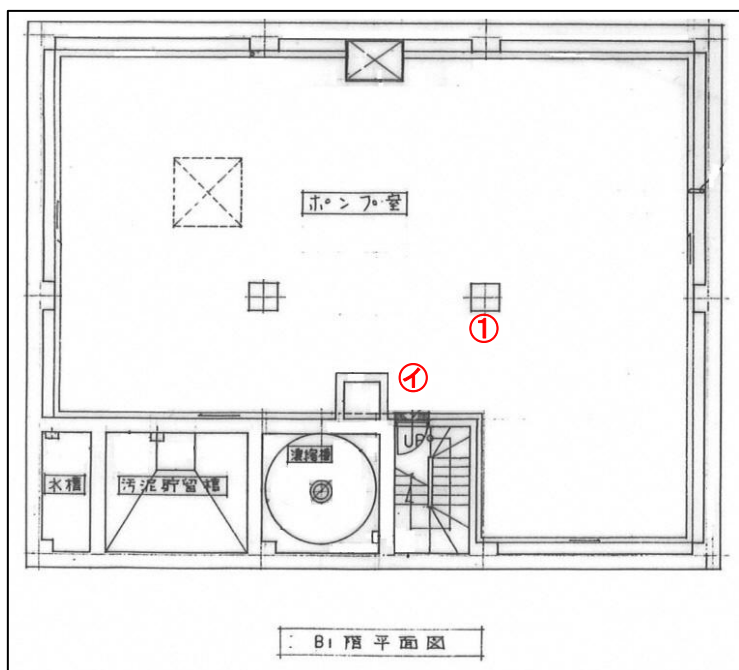
配置図(機械棟)



機械棟 1 階	
消火器 (粉末蓄圧式 (10型))	
①	廊下
②	発電機室
誘導灯	
㊦	玄関
㊧	廊下東側
㊨	廊下西側
㊩	水質試験室
㊪	湯沸室
㊫	階段

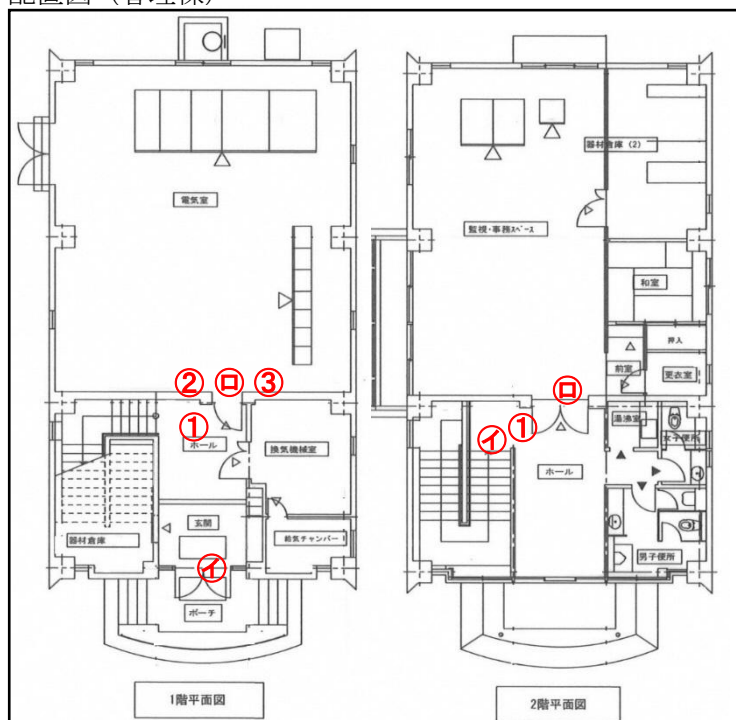


機械棟 2 階	
消火器 (粉末蓄圧式 (10型))	
①	電気室
②	ホール
③	脱水機室
誘導灯	
㊦	電気室
㊧	脱水機室小扉
㊨	脱水機室大扉



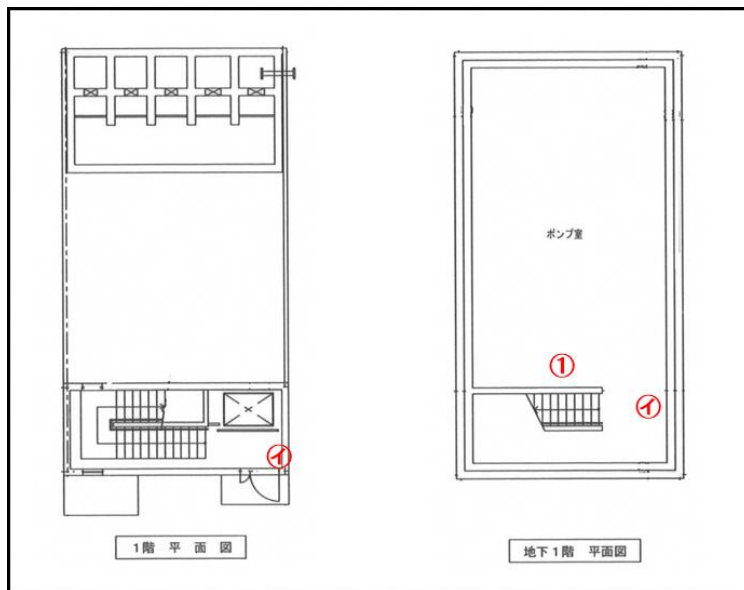
機械棟 B 1 階	
消火器（粉末蓄圧式（10型））	
①	ポンプ室
誘導灯	
㊦	ポンプ室

配置図（管理棟）



管理棟 1 階	
消火器（粉末蓄圧式（10型））	
①	ホール
②	電気室
③	電気室
誘導灯	
㊦	玄関
㊧	電気室

管理棟 2 階	
消火器（粉末蓄圧式（10型））	
①	ホール
誘導灯	
㊦	階段
㊧	監視室



4系ポンプ室1階	
誘導灯	
①	出入口

4系ポンプ室地下1階	
消火器（粉末蓄圧式（10型））	
①	ポンプ室
誘導灯	
①	階段

放流水質に関する測定内容、頻度

	No.	分析項目	単位	基準値	計量下限値	測定回数	
処理場の排水に係る基準（水質汚濁防止法及び下水道に基づく水質基準）	1	水温	℃	45	—	① 2回/月	24回/年
	2	水素イオン濃度（pH）	—	5.8～8.6	—		24回/年
	3	SS	mg/ℓ	40	5		24回/年
	4	BOD	mg/ℓ	15	0.5		24回/年
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/ℓ	5	0.5		24回/年
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類）	mg/ℓ	30	0.5		24回/年
	7	大腸菌数	CFU/ml	800	—		24回/年
	8	アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	0.1		24回/年
	9	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.02		24回/年
	10	硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.1		24回/年
	11	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	0.003	② 2回/年	2回/年
	12	シアン化合物	mg/ℓ	1	0.05		2回/年
	13	有機リン化合物	mg/ℓ	1	0.1		2回/年
	14	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	15	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	0.05		2回/年
	16	ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	17	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005	0.0005		2回/年
	18	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	0.0005		2回/年
	19	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/ℓ	0.003	0.0003		2回/年
	20	トリクロロエレン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	21	テトラクロロエレン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	22	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.02		2回/年
	23	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.002		2回/年
	24	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.004		2回/年
	25	1,2-ジクロロエレン	mg/ℓ	1	0.1		2回/年
	26	シス1,2-ジクロロエレン	mg/ℓ	0.4	0.04		2回/年
	27	1,1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	3	0.3		2回/年
	28	1,1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.006		2回/年
	29	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.002		2回/年
	30	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	31	チウラム	mg/ℓ	0.06	0.006		2回/年
	32	シマジン	mg/ℓ	0.03	0.003		2回/年
	33	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.02		2回/年
	34	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	35	砒素及びその化合物	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	36	フッ素及びその化合物	mg/ℓ	8	0.5		2回/年
	37	1,4-ジニトロベンゼン	mg/ℓ	0.5	0.05		2回/年
	38	フェノール類	mg/ℓ	5	0.05		2回/年
	39	銅及びその化合物	mg/ℓ	3	0.1		2回/年
	40	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2	0.1		2回/年
	41	鉄及びその化合物（溶解性）	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	42	マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	43	クロム及びその化合物	mg/ℓ	2	0.1		2回/年
	44	ダイキシン類	pg-TEQ/L	1	0.6	③ 1回/年	1回/年
その他項目	1	全窒素	mg/ℓ	120	0.5	④ 2回/月	24回/年
	2	全リン	mg/ℓ	16	0.03		24回/年
	3	セシウム134	Bq/L	—	1	⑤放射性物質検査	12回/年
	4	セシウム137	Bq/L	—	1		12回/年

《備考》

処理場からの放流水の水質基準は、『下水道法第8条、下水道法施行令第6条』による

- ①下水道法施行令第12条（放流水）検査件数
- ②下水道法施行令第12条の2（放流水）検査件数
- ③下水道法施行令第12条（放流水）検査件数
- ④下水道法施行令第12条（放流水）検査件数に準ずる
- ⑤放射性物質検査は、富岡町、浪江町の実施測定回数

溶出項目及び検体数

No.	分 析 項 目	測定回数	備 考
1	カドミウム及びその化合物	1回/年	
2	シアン化合物	1回/年	
3	有機リン化合物	1回/年	
4	鉛又はその化合物	1回/年	
5	六価クロム化合物	1回/年	
6	ヒ素又はその化合物	1回/年	
7	水銀又はその化合物	1回/年	
8	アルキル水銀化合物	1回/年	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1回/年	
10	トリクロロエレン	1回/年	
11	テトラクロロエレン	1回/年	
12	ジクロロエレン	1回/年	
13	テトラクロロエタン	1回/年	
14	1,2-ジクロロエタン	1回/年	
15	1,2-ジクロロエレン	1回/年	
16	シス1,2-ジクロロエレン	1回/年	
17	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	
18	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年	
19	1,3-ジクロロプロペン	1回/年	
20	ベンゼン	1回/年	
21	チウラム	1回/年	
22	シマジン	1回/年	
23	チオベンカルブ	1回/年	
24	セレン又はその化合物	1回/年	
25	1,4-ジオキサン	1回/年	
26	溶出液作成(前処理)	1回/年	

別表一特3「水質試験表」(3)

施設管理のための水質試験項目と頻度

項目		流入水	曝気槽	余剰汚泥	返送汚泥	濃縮汚泥	供給汚泥	脱水汚泥	脱水ろ液	放流水
水温	(℃)	○	○	○	○	○	○		○	○
透視度	(度)	○								○
pH		○	○	○	○	○	○		○	○
SS	(mg/L)	◎								◎
COD	(mg/L)	☆								☆
BOD	(mg/L)	★								★
MLSS	(mg/L)		◎							
MLVSS	(mg/L)		☆							
TS	(mg/L)	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎
VS	(mg/L)	☆		☆	☆	☆	☆		☆	☆
アンモニア態窒素	(mg/L)	◎								◎
亜硝酸態窒素	(mg/L)	◎								◎
硝酸態窒素	(mg/L)	◎								◎
M アルカリ度	(mg/L)	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆
大腸菌数	(CFU / mL)									★
含水率	(%)							○		
検鏡試験 (定性)	+ ~ + ++		☆							
(定量)	(個)		★							
備考										
○：日常試験 ◎：2回/週試験 ☆：1回/週試験 ★：隔週試験										

3. 下水道管路施設の維持管理に関する業務の要求水準

3-1. 業務対象施設

業務の対象施設は、浪江町が管理する公共下水道管路施設とする。

3-2. 業務内容

(1) 巡視点検

定期的にマンホール設置箇所の路面の沈下・陥没やマンホール蓋の据付不良・破損等の異常の有無を確認すること。なお、巡視の結果、異常・欠陥等が発見された場合は、速やかに報告すること。

(2) マンホール及び管渠の目視点検

マンホール内は地上からの目視により、また、接続する管渠は鏡やライト等を使用し状況を確認する。なお、点検の結果、異常・欠陥等が発見された場合は、速やかに報告することとする。

マンホールは、内部の沈殿物の状況・悪質汚水・異常臭気・漏水、蓋の据付不良・破損などの有無について確認すること。

点検の回数については、委託期間（10年間）内に各箇所1回以上行うこととする。

なお、点検する区域、順序等については別途発注者と浪江町で協議の上決定するものとする。

マンホールの点検箇所数は下記表のとおりとする。

分区名	マンホール種類											計
	1号	2号	3号	特1号	正長方形	ます50	円形70	0号	小口径	ます60	真形	
請戸川右岸分区	1427	49	10	327	1	76	4	135	200	1	1	2231
請戸川左岸分区	26	13	3	21					12			75
合計	1453	62	13	348	1	76	4	135	212	1	1	2306

(3) マンホール目視調査

目視点検において、異常・欠陥等が発見されたマンホールについては、入孔しマンホールの底版や側壁などの損傷・劣化の程度、漏水の有無や接続管渠の管口の損傷・漏水、管渠内のたるみ・蛇行の状況を把握すること。また、マンホール蓋の損傷劣化の程度を把握すること。なお、目視調査の結果については、速やかに浪江町に報告することとする。

(4) 詳細調査

マンホール目視調査において、管渠内のたるみ・蛇行等が確認された管渠については、管渠内の亀裂・漏水や滞水箇所などを正確に確認するための詳細調査を行うこと。

なお、調査結果については、速やかに浪江町に報告することとする。

(5) 管渠の清掃

下記に示す管渠について、土砂撤去及び管渠清掃を実施するものとする。

なお、清掃する頻度・順序等については別途発注者と浪江町で協議の上決定するものとする。

位置図 No.	下水道台帳平面図 No.	管径 (φ)	延長 (m)
1	45-4-25	150	128.81
2	45-3-15	200	117.7
3	45-4-12, 45-4-17	150	85.47
4	45-4-17, 45-4-22	200	97.85
計			429.83

※添付資料：管渠清掃位置図

(6) 修繕・更新計画の策定

管渠・マンホールについて、各種点検や調査を実施した結果を監督員に報告した上で、修繕・更新計画を策定する。

なお、修繕等の工事は浪江町が実施する。

【別紙特4 その他費用負担】

負担の種類	内容	負担区分	
		発注者	受託者
保険料	委託業務に伴う賠償責任保険等		○
車両費	営業車両に関わる全経費		○
通信費	処理施設の遠隔監視装置利用料	○	
運転管理業務	施設の運転・監視に関する消耗品類の管理・調達費		○
	施設の運転管理上の水質分析に関する機器類及び薬品等消耗品の管理・調達費		○
	法定水質分析業務の検査費用		○
	緊急時対応における人件費（受注者の責めに帰す事故等への対応時、及び通常勤務時間内での対応時）		○
	緊急時対応における人件費（不可抗力時、及び通常勤務時間を超えての対応等上記以外への対応時）但し、降雨対応は除く	○	
保守点検業務	施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
	設備の日常点検に関する車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費		○
	要求水準書記載の施設定期・法令点検費用		○
	要求水準書記載の施設の改築・更新に関する設計費		○
	要求水準書記載外の施設の改築・更新に関する設計費	○	
	施設の改築・更新に関する施工費	○	
維持管理業務	施設の清掃業務に係る費用		○
	沈砂・し渣の運搬費及び廃棄処分費 但し、一般廃棄物費用とする	○	○
	脱水汚泥の運搬費及び廃棄処分費	○	
	樹木等外構管理業務に係る費用		○
小修繕業務	小修繕業務に係る費用		○
調達管理業務	施設の電気・ガス・水道の管理・調達費		○
	薬品類（固形塩素・凝集剤）の管理・調達費		○
	発電機燃料の管理・調達費		○
	オイル・グリスの管理・調達費		○
	消耗品類の管理・調達費		○

45-4-25

浪江町公共下水道台帳平面図

位置図No. 1

45-4-19	45-4-16
45-4-24	45-4-25
45-4-21	45-4-22
45-4-23	45-4-20

番号	名称
1	1号線
2	2号線
3	3号線
4	4号線
5	5号線
6	6号線
7	7号線
8	8号線
9	9号線
10	10号線
11	11号線
12	12号線
13	13号線
14	14号線
15	15号線
16	16号線
17	17号線
18	18号線
19	19号線
20	20号線
21	21号線
22	22号線
23	23号線
24	24号線
25	25号線
26	26号線
27	27号線
28	28号線
29	29号線
30	30号線
31	31号線
32	32号線
33	33号線
34	34号線
35	35号線
36	36号線
37	37号線
38	38号線
39	39号線
40	40号線
41	41号線
42	42号線
43	43号線
44	44号線
45	45号線
46	46号線
47	47号線
48	48号線
49	49号線
50	50号線
51	51号線
52	52号線
53	53号線
54	54号線
55	55号線
56	56号線
57	57号線
58	58号線
59	59号線
60	60号線
61	61号線
62	62号線
63	63号線
64	64号線
65	65号線
66	66号線
67	67号線
68	68号線
69	69号線
70	70号線
71	71号線
72	72号線
73	73号線
74	74号線
75	75号線
76	76号線
77	77号線
78	78号線
79	79号線
80	80号線
81	81号線
82	82号線
83	83号線
84	84号線
85	85号線
86	86号線
87	87号線
88	88号線
89	89号線
90	90号線
91	91号線
92	92号線
93	93号線
94	94号線
95	95号線
96	96号線
97	97号線
98	98号線
99	99号線
100	100号線

45-4-25



